

田原市多世代交流施設（市民プール等）

整備・管理運営事業

基本協定書

（案）

令和7年4月1日

（修正版：令和7年6月13日）

田原市

基本協定書 （案）

- 1 事業名 田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業
- 2 対象地 田原市福江町堂前3－3外

田原市（以下「市」という。）は、【応募者名】を構成する【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（代表企業「【代表企業名】」）。以下、各企業を個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、「田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業」（以下「本事業」という。）の実施に向け、今後締結予定の契約に先立ち、役割分担、契約手続、事業スケジュール等に関する基本的事項について相互に整理・確認し、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本基本協定において使用する用語の意義について、特筆がないものについては、募集要項等によるものとする。

（趣旨）

第2条 本基本協定は、本事業に関し事業者が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、第1号から第4号に掲げる契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、市及び事業者の双方の協力について定めることを目的とする。

（1）市と事業者の間で締結される基本契約書（以下「基本契約」という。）

（2）市と、本事業の設計業務、建設業務の遂行者としての[設計企業名]、及び[建設企業名]との間で締結される設計施工一括工事請負契約書（以下「設計施工一括工事請負契約」という。）

（3）市と、本事業の工事監理業務の遂行者としての[工事監理企業名]との間で締結される工事監理業務委託契約書（以下「工事監理業務委託契約」という。）

（4）市と、本事業の開業準備業務、維持管理業務、運営業務の遂行者としての維持管理企業名及び運営企業名との間で締結される田原市多世代交流施設（市民プール等）の管理運営に関する基本協定書

（市及び事業者の義務）

第3条 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の選定委員会及び市の要望事項を尊重する。

（事業契約の締結）

第4条 市及び事業者は、募集要項等（本事業に関する募集要項及び募集要項の添付資料（公表

後の追加及び変更を含む。)をいう。以下同じ。)に添付の形式及び内容にて、基本契約、設計施工一括工事請負契約、工事監理業務委託契約及び**管理運営に関する基本協定**(以下、これらを総称して「事業契約」という。)を次の期日を目処として締結するべく最大限努力する。

- ・ **基本契約**：令和7年12月下旬
- ・ **設計施工一括工事請負契約**：令和8年4月1日
- ・ 工事監理業務委託契約：建設工事着工まで
- ・ **管理運営に関する基本協定**：維持管理運営期間の開始まで

事業契約のうち、設計施工一括工事請負契約については、市及び事業者は、田原市議会への議案提出日までに、仮契約として締結する。市及び事業者は、契約の議決を得た後、**令和8年4月1日**に契約を締結する。

- 2 市は、募集要項等に添付の基本契約(案)、の文言に関し、事業者より説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)
 - (2) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独禁法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)
 - (3) 事業者が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 事業者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等(事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 事業者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

5 事業契約の締結までに、事業者のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、事業契約を締結しないことができる。

（賠償額の予定）

第5条 事業者は、事業者のいずれかが前条第3項又は第4項に該当するときは、市が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、事業者が提案書類に記載した本事業に係るサービス対価の総額並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を市に支払わなければならない。

2 前項の場合において、事業者は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。

3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、事業者は、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、事業者は、連帯してこれを負担する。

（準備行為）

第6条 事業契約の締結前であっても、事業者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

（事業契約の不成立）

第7条 田原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第6号）第2条の規定による契約の締結が田原市議会において否決されたことにより、設計施工一括工事請負契約が本契約としての効力を生じなかった場合、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項の場合を除き、事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第8条 事業者は、市の書面による承諾なく、本基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第9条 市及び事業者は、本基本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び事業者が、本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市又は事業者との間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関する事業者の下請企業又は受託者に開示する場合

(5) 市が、本事業に係る各業務を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(本基本協定の変更)

第10条 本基本協定の規定は、市及び事業者の書面による合意がなければ変更できない。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本基本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

(本基本協定の有効期間)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から、全ての事業契約が締結されて本契

約となったときまでとする。ただし、本基本協定の終了後も第9条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第13条 本基本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第14条 本基本協定に定めのない事項、又は本基本協定に疑義のある事項については、田原市財務規則（昭和41年1月12日規則第1号）によるほか、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上これを定めるものとする。

(本頁以下余白)

以上、本基本協定締結の証として、本書を●通作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

市：愛知県田原市田原町南番場30番地 1

田原市長

事業者：

(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]